

7.4. 特別支援学校教諭一種（知・肢・病）

免許法施行規則に規定する科目区分		中心となる領域	開講科目	単位	履修年次	備考	
特別支援教育の基礎理論に関する科目			※特別支援教育学総論 A	2	1	法令では1科目2単位以上修得することが定められている。	
			特別支援教育学総論 B	2	2		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的	※知的障害の病理	2	2	①「中心となる領域」についてそれぞれ1単位以上修得すること	
		肢体不自由	☆肢体不自由者の心理	2	3		
			☆肢体不自由の生理と病理	2	3		
	病弱	※病弱の心理・生理・病理	2	3			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的	※知的障害者教育課程論	2	3		②「中心となる領域について」それぞれ2単位以上修得すること
			☆知的障害者指導論	2	3		
			☆障害児・者心理学2（行動）	2	2		
			※障害児教育相談とアセスメント	2	3		
		肢体不自由	※肢体不自由者教育論	2	3		
	病弱	※病弱教育総論	2	3			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的	知的障害教育学総論	2	3	①②を満たした上で、法令では16単位以上修得することが定められている。	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚	※聴覚障害教育総論	2	3	法令では5単位以上修得しているが、開講科目の関係により4科目8単位の修得が必要となる。
重複・LD等			※障害児・者心理学1（コミュニケーション）	2	2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚	※視覚障害教育総論	2	2		
		重複・LD等	※障害児・者心理学3（学習）	2	2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			※特別支援学校教育実習	3	4		

- ・『中心となる領域』については、一部を省略して掲載している。
- ・法令が定める『特別支援教育に関する科目』の最低修得単位数は26単位であるが、本学は29単位で課程認定を受けている。
- ・※印は免許を取得するための必修科目であり、すべての科目を修得しなければならない。
- ・☆印は選択必修科目であり、4科目中2科目以上を選択し、そのうち肢体不自由の科目を1つ以上選択し修得しなければならない。